

観光業の風評被害における賠償基準の見直しについて

平成23年10月26日
東京電力株式会社

このたびの当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、法人および個人事業主の方々が被った損害に対する本賠償に係る賠償基準をお示ししております（本年9月21日お知らせ済み）。

これまで、福島県、茨城県、栃木県および群馬県における観光業の風評被害に対する賠償基準につきましては、震災発生から8月31日までの間における当社事故以外の要因（主として東日本大震災）による売上減少率を20%としておりましたが、このたび、10月25日に観光庁から公表された統計データなども踏まえ、被害にあわれた方々との早期合意を目指す観点から、以下のとおり見直しますので、お知らせいたします。

なお、現在、既に請求書をご提出されている方につきましても、見直し後の数値を用いて賠償金額を改めて計算し、手続きを進めさせていただきます。

○当社事故以外の要因による売上減少率

		本年3月11日 ～5月31日	本年6月1日 ～8月31日	本年9月1日以降
見直し前		20%		未公表
見直し後*1	①	20%	0%	0%
	②	10%		0%

*1 適用する売上減少率については、被害にあわれた方にお選びいただきます。

以上

観光業賠償見直し

東電 2つの新基準から選択

東京電力は26日、福島第一原子力発電所事故による観光業の風評被害の賠償基準で、売上高が減少した割合のうち20%分を賠償の対象から外すとしていた従来の方針を見直すと発表した。旅館業者などから不満が出ていたため、二つの新たな基準を選ぶことができるようにして、賠償額を引き上げる

新たな基準は、東日本大震災と津波の影響として賠償額から差し引く分について、

〈1〉5月末までは20%分とし、6月以降は原則影響は0%とする

〈2〉3月11日～8月末まで一律で10%分を差し引く

で、観光業者自身が、どちらの基準で賠償を求めるか選べるようにする。

ともに、9月以降は地震と津波の影響はなかったものとして0%で計算し、売り上げ減少分がすべて賠償対象になる。すでに賠償請求書類を記入して、東電に返送済みの観光業者に対しても、新基準で賠償額を算定し直す方針だ。

今回の風評被害の対象となるのは、福島、茨城、栃木、群馬の4県。

読売新聞 2011年10月27日

東電：観光業風評被害で算定基準見直し 二つの選択肢に

東京電力は26日、福島第1原発事故の賠償で、観光業の風評被害に関する算定基準を見直したと発表した。売り上げが減少した割合（減収率）のうち20%分を原発事故以外の要因として賠償額から一律に差し引く従来の基準を改め、差引額を10%分に圧縮するなど二つの選択肢から被害者が選べるようにした。

これまでの基準に対しては、福島県の観光業者などからの反発が強かった。第1の選択肢は、8月末までのすべての期間にわたって10%分を賠償の対象外とする。第2の選択肢は、5月末までは20%分を対象外とし、6月から8月末については全額を賠償する。いずれの選択肢も9月以降の減収分はすべて賠償の対象とする。

毎日新聞 2011年10月26日